

## 社会福祉法人 花筏会役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人 花筏会 定款第8条の(評議員の報酬)及び定款第21条(役員報酬等)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第 2 条 評議員には評議員会1回につき1人6000円を支払うものとする。

(役員報酬等)

第 3 条 理事及び監事に対して理事会1回につき1人6000円を支払うものとする。

監事監査についても同様に支払うものとする。

職務を行う理事長については月額 15万円を支給する。

尚、職員については支給しない。

上記役員(理事及び監事)報酬についての各年度総額は以下のとおりとする。

① 職務を行う理事長への年間支給総額180万円と理事の理事会出席時支給する報酬総額合わせて200万円を超えない範囲で支給する。

② 監事については総額10万円を超えない範囲で支給する。